

平成23年 第1回  
茨城県南水道企業団議会  
定例会会議録

(平成23年2月25日)

茨城県南水道企業団議会

平成23年 第1回  
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成23年2月25日(金) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期の決定の件

日程第3. 議案第1号 茨城県南水道企業団一般職の任期付職員の採用に関する条例について

議案第2号 平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

日程第4. 一般質問

出席議員	議長	4番	中根利兵衛	議員
		1番	沼田利光	議員
		2番	宮原節子	議員
		3番	大谷雅彦	議員
		5番	曾根一吉	議員
		6番	大野喜助	議員
		7番	披田信一郎	議員
		8番	伊藤悦子	議員
		9番	佐藤隆治	議員
		10番	野口利枝子	議員
		11番	澤部利勝	議員
		12番	貫井徹	議員

欠席議員 なし

説明のための出席者

池 邊 勝 幸	企 業 長
藤 井 信 吾	副 企 業 長
中 山 一 生	副 企 業 長
野 口 勇	事 務 所 長
宮 本 栄 三	次 長
鈴 木 充	次 長
岡 野 明	参事兼経営企画グループリーダー
山 口 好 正	業 務 課 長
小 暮 一 郎	工 務 課 長
海老原 敏 夫	管 理 課 長
角 田 裕	配 水 課 長

---

茨城県南水道企業団議会事務局

藤 原 勘 一	局 長
根 本 昌 実	係 長
杉 本 弘 樹	書 記

---

平成23年第1回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議 案 第 1 号 茨城県南水道企業団一般職の任期付職員の採用に関する条例について
- 議 案 第 2 号 平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

平成 23 年第 1 回茨城県南水道企業団議会定例会  
議案質疑

議 員	質 疑 の 要 旨
1 伊藤 悦子	1 議案第 2 号 1. P 5、営業費用・浄水費 ①算出根拠、浄水費割合 2. P 2 9、支払利息・企業債利息 ①借換について 3. P 3 1、委託料・配水場更新工事に伴う和解交渉業務委託 ①具体的内容、補償の手だてについて 4. P 8、時間外勤務手当 ①増額の理由について
2 野口利枝子	1 議案第 1 号 1. 提案理由は？ 2. 第 2 条 高度な専門的な知識経験…具体的にはどんな職種なのか？ 3. 企業団のつごうのいいように、採用ができると思うか？ 4. 任期についてはどの程度の期間と考えているか？ 5. 賃金については、「高度な専門的な知識経験」にふさわしい額を保証できるのか？ 6. 必要な人材は、正規職員としてしっかり確保しておくことが必要ではないか？ 2 議案第 2 号 1. P 8、休日勤務手当はゼロに日直手当計上となったのはなぜか？ 2. P 2 6、委託料が大巾に減額となっているがなぜか？ 警備・清掃・消防 3. 産業医及びメンタルヘルス講習委託料について 4. P 2 8、5 総係費負担金のその他の内容について 5. P 3 0・3 1、負担金利根町浄水場更新工事の工事規模と内容について 6. 量水器購入費の増について
3 披田信一郎	1 議案第 1 号 1. 「高度の専門的知識」「優れた識見」とは、具体的にどのようなものであり、客観的な指標としてはどんなことから判断しようと思われ

	<p>るのか？</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 「一定の期間」というのは、最低何年、最高何年を想定しているのか？また、規定上の上限を定めるのか？</li> <li>3. 「短時間勤務職員」とは、具体的にどのような勤務形態で、どのような職務で活用することを想定しているのか？</li> <li>4. 任期付一般職員及び任期付短時間勤務職員のそれぞれの、給与、休暇等の待遇、条件をどのようにするのか？</li> </ol> <p>2 議案第2号</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員人件費の中で管理職手当が前年度より403万円増の984万円と74%も増加することとなっているが、これはどのような事情からなのか？（8頁）</li> <li>2. 逆に、休日勤務手当（前年度717万円）については前年度ゼロ査定とされているが、156万円の純増となった日直手当を含めて制度変更などについて、説明されたい。（8頁）</li> <li>3. 配水管布設工事における石綿管及び鉛管の布設替工事の延長量、過年度からの進捗状況と、それでも残る未布設替延長量及びその将来計画について説明されたい。（23、31頁）</li> <li>4. 配水場更新工事に伴う和解交渉業務委託として420万円が計上されたが、この詳細並びに背景事情を説明されたい。（31頁）</li> <li>5. 前年度に退職金引当勘定を計上し、あえて赤字予算を組んだところだが、実際には資金繰りに充当して、その一部をも留保していく財政計画となっていないが、今後についてどのように考えているのか？</li> </ol>
--	---

一般質問

議員	質問の要旨
1 伊藤 悦子	<p>1 水道料金引き下げについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道料金引き下げの為に、県企業局に対する今後の取り組みについて</li> <li>2. 県南広域水道用水供給事業財政収支計画について</li> <li>3. 使用量10トン以下の世帯に対する料金引き下げについて</li> </ol> <p>2 管の耐震化について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現状と今後の取り組みについて</li> </ol>
2 野口利枝子	<p>1 県企業局の料金見直しの結果について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大幅な黒字を出しながら、無用な八ッ場ダム建設を理由に、料金引き下げを見送った結果について企業長の見解は？</li> <li>2. 県西広域では値下げされたが、県南広域は下げないというのは不公平とおもうが</li> <li>3. 八ッ場ダム建設によって、更に負担金35億円、完成後の管理費年3億円弱、減価償却費2億円弱</li> <li>4. 有収水量21万m<sup>3</sup>/日であるのに30万m<sup>3</sup>の開発水量は過大だ。約6万m<sup>3</sup>の八ッ場ダムは必要ない</li> </ol>
3 披田信一郎	<p>1 水道事業における配水管等の更新の遅れと耐震化の進捗の遅れが全国的にも問題視されており、先日の朝日新聞による調査では全国の県庁所在地対象の分析で耐震化率17%という報告も示されています。ところで、当企業団においてもこれらのことは深刻な課題ではありますが、その現状、経営するものとしての認識、対策、具体的な更新計画の策定状況についてご説明いただき、前進させていかなければならないと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当企業団の配水管、配水場等施設それぞれの耐震化の現状は？</li> <li>2. 全国、県内、同規模事業での耐震化の実情についての把握と、それとの比較を？</li> <li>3. とくに当企業団特有の問題点—地形的、施工時の歴史的事情、その後の経営体制上の事情など、具体的な問題点はあるのか？</li> <li>4. 今後の耐震化更新の実施計画についての現行計画は、どのようにされているのか？</li> <li>5. 平成23年度中に見直しするとされている長期事業計画でどのよう</li> </ol>

	<p>に計画を明記する予定なのか？</p> <p>6. このことについて国、県からの指導や通知では、どのようにされているのか？</p> <p>7. 今後、必要とされる耐震化更新事業のために必要とされる資金量についての見積もりは？</p>
<p>4 大野 喜助</p>	<p>1 入札契約について</p> <p>1. 土木工事の落札率（歩切）と積算基準</p> <p>①積算の精査等…</p> <p>2. 漏水修理工事に伴う道路復旧工事</p> <p>①数年以上での同じ業者…</p> <p>3. 今までの指名競争入札</p> <p>①発注元的不正行為等…</p>

---

午後 1時30分 開 会

---

**○中根利兵衛 議長**

ただいまから平成23年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は11名。3番、大谷雅彦議員より遅刻の通告があります。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

---

◇日程第1 会議録署名議員の指名

**○中根利兵衛 議長**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、6番、大野喜助議員、7番、披田信一郎議員、兩名を指名いたします。

---

◇日程第2 会期決定の件

**○中根利兵衛 議長**

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

**○中根利兵衛 議長**

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたします。

---

◇日程第3 議案第1号及び議案第2号

**○中根利兵衛 議長**

日程第3、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

**○池辺勝幸 企業長**

本日は、平成23年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご多用中にもかかわらずご出席賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げます。

本日の定例議会には議案2件をご提案しておりますが、議案のご説明に先立ちまして、



平成22年12月末現在における平成22年度予算の執行状況についてご報告申し上げます。

業務の概要についてであります。給水人口は22万3,245人で、平成21年度の決算数値と比較いたしますと1,026人の増、普及率については0.2ポイント伸びて81.3%でございます。また、総給水量は1,864万7,137トンで、予定水量に対しましては78.5%、有収水量は1,649万9,896トンで、予定水量に対しまして76.5%となり、有収率は88.48%であります。

次に、財務の状況であります。企業団の主な財源であります水道料金の収入は35億9,863万2,718円で、予算額に対しまして76.4%、加入金の収入は2億1,334万円で、予算額の73%となっております。

次に、建設改良工事の施工状況について申し上げます。

配水管の布設及び布設替工事等37件を発注し、工事費の総額は4億8,615万5,250円で、予算額に対する執行率については83.8%となっております。

平成22年度の執行状況につきましては、以上のとおりであります。地方公営企業の経営の基本原則であります健全化を図りつつ、企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である安心・安全な水を利用者にお届けしながら公共の福祉を増進するように運営してまいりますので、今後とも議員各位のご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

それでは、各案件の概要をご説明いたします。

議案第1号は、茨城県南水道企業団一般職の任期付職員の採用に関する条例についてであります。これは地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第2号は、平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。この予算書は、地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づき作成されております。

それでは、様式に従ってご説明をいたします。

第2条は、当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでございます。給水戸数は9万1,195戸、年間総給水量は2,407万9,000トン、1日平均給水量は6万5,790トン、主要な建設改良事業の工事費は10億2,501万円となっております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは企業団の財政運営にかかわる経常的な経営活動の収支額を示したものであります。水道事業収益の総額は51億2,072万2,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと225万6,000円の増となっております。そのうち企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は51億1,880万2,000円を予定し、水道事業収益の99.96%を占めております。

支出につきましては、水道事業費用の総額は50億4,700万2,000円を予定し、前年度予算額と比較いたしますと5.2%の減となっております。主なるものを申し上げますと、営業費用が49億426万3,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は25億7,521万4,000円を予定し、営業費用の52.5%を占めております。営業外費用は1億3,355万5,000円を予定

し、そのうち借入金に対する支払い利息は8,371万8,000円でございます。また、特別損失として718万4,000円を計上しておりますが、これは水道料金の徴収不能分でございます。したがって、平成23年度における損益計算では2,284万6,000円の純利益となる見込みであります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてでございますが、この予算は建設改良工事の施工及び企業債の償還等にかかわる費用であります。

収入につきましては、総額3億8,512万5,000円を予定しております。その内訳といたしましては消火栓設置負担金1,186万5,000円、利根町浄水場更新工事等負担金3億4,682万7,000円、石綿管布設替工事の国庫補助金が2,643万3,000円となっております。

次に、支出につきましては、総額で14億4,593万3,000円を計上しております。その内訳を申し上げますと、建設改良費は11億4,537万7,000円を予定し、そのうちの工事請負費は10億2,501万円で、内容といたしましては配水管布設工事費が3億2,445万円、配水管布設替工事費が3億5,091万円、配水場内工事費が3億2,025万円、道路復旧工事費が1,890万円、消火栓設置工事費が1,050万円となっております。また、企業債償還につきましては2億9,422万円を予定しております。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。10億6,080万8,000円の支出資金が不足いたしますので、その補てん財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,087万4,000円、過年度分損益勘定留保資金4億389万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金6億603万8,000円を予定しております。

次に、第5条は、営業費用と営業外費用との間で各項の経費の金額を流用することができることを定めたものでございます。

次に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてでございますが、職員給与費が5億7,515万2,000円、交際費が20万円となっております。その経費の性質上予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものでございます。

次に、第7条は、棚卸資産購入限度額であります。5,044万2,000円を予定しております。棚卸資産である材料と量水器については企業団の経営活動に支障を来さないように常に一定の数量を貯蔵品として保管しており、法に基づき購入限度額を定めておくものであります。

以上が本定例会に上程いたしました各案件の概要であります。

審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

## ○中根利兵衛 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

午後1時36分、3番、大谷雅彦議員出席であります。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。8番、伊藤悦子議員。

< 8 番、伊藤悦子議員 登壇 >

○8 番（伊藤悦子 議員）

通告に従い、議案第 2 号 茨城県南水道企業団水道事業会計予算書について質疑を行います。

初めに、5 ページ、営業費用・浄水費についてです。その算出根拠と支出に占める浄水費の割合は幾らですか。これは今お答えがありましたので。

8 ページ、手当の内訳の時間外勤務手当が前年度より 206 万 3,000 円増となっています。その理由についてお伺いいたします。

3 点目、支払い利息、企業債利息についてです。一番高い金利をお伺いします。また、最近の金利はどのようになっているのでしょうか。

31 ページ、委託料の配水場更新工事に伴う和解交渉業務委託 420 万円の具体的な内容をお伺いいたします。

1 回目の質問といたします。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

< 野口 勇事務所長 登壇 >

○野口 勇 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

浄水費につきましては、受水量を 2,407 万 9,000 トンとして予算に計上し、浄水費は 25 億 7,946 万 3,000 円となり、新規加入減免措置がございますので、減免額の 424 万 9,000 円を差し引きしますと 25 億 7,521 万 4,000 円となります。

減免額の内訳といたしましては、平成 22 年 10 月 1 日からの給水装置工事の申請を受け付けした分と平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの給水装置工事の申請を受け付けした分と半期ごとの申請となっておりますので、減免額は約 1,000 件で 424 万 9,000 円となっております。

なお、浄水費割合は総費用額の 52.5% を占めております。

次に、支払い利息についてのご質問ですが、平成 21 年度において 5% 以上の企業債はすべて借り替えが済んでおります。それ以降 5% 未満を対象にした補償金免除による繰り上げ償還特別措置は出されておられません。繰り上げ償還の新たな特別措置があれば、積極的に借り替えを行ってまいりたいと思います。

また、当企業団の企業債の中に利率 4% 台のものがまだ 3 件ありますので、補償金免除の借り替えができるよう、日本水道協会、全国水道企業団協議会等を通じて強く要望を進めてまいります。

次に、牛久配水場更新工事に伴う和解交渉業務委託につきましては、更新工事着工前に家屋事前調査を実施した箇所に対し被害が出た家屋及び構築物について事後調査を実施し、

被害の積算及び交渉する業務を委託するものであります。

次に、時間外勤務手当の増額の理由についてであります。これは本年度で5人の職員が定年等により退職すること、また、平成24年度からの利根町水道事業との統合にかかわる準備期間の最終年度であることなどから、業務量の増加を見込んだものであります。

以上であります。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子議員 登壇>

#### ○8番（伊藤悦子 議員）

31ページの配水場更新工事に伴う和解交渉業務委託についてですけれども、具体的なもう少し細かいお話をお聞きしたいということ、それでは、いつ検査が終了し、補償金などについては出るのかどうか。もし出るのであれば、その辺についての今回の予算の計上は当然ないのですけれども、どのような手だてにしていけるのか、お伺いいたします。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。鈴木 充次長。

<鈴木 充次長 登壇>

#### ○鈴木 充 次長

伊藤議員の質問にお答えいたします。

家屋の事後調査についてですが、家屋事前調査を実施した物件に対し、工事終了後、家屋及び構築物の被害調査をするものです。事前調査の件数は18件であります。これは全物件の家屋事後調査をするのではなく、事後調査前に確認書というものを提出していただきます。被害がなかったり、調査は要らないよという方に対しては事後調査は行いません。被害が出たり、念のために事後調査もお願いしたいという家庭に対して事後調査を実施いたします。被害がゼロであれば、計上した業務委託料は出費をしなくて済むようになります。

それから、金額の出る時期ですが、被害に対する補償については事後調査の結果が出ないと積算ができません。それなので調査が終了する時期、およそ平成23年7月ごろには判明するのではないかと予測しております。

補償金額の支出につきましては、4条予算の中で考えていきたいと思っております。

以上であります。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

#### ○10番（野口利枝子 議員）

野口でございます。通告順に従いまして、まず、議案第1号からお伺いいたします。

茨城県南水道企業団一般職の任期付職員の採用に関する条例でございますが、先ほど企業長から、地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律に基づき職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めようとするものでありますという説明がございました。具体的な提案理由というものがあれば、お示しいただきたいと思っております。といいますのも、実際ここにきて人手が足りないからとか、職員が必要であるとかいろいろ理由があるかと思っておりますので、提案理由についてご説明ください。

それから、第2条ですが、高度な専門的な知識経験、またはすぐれた見識を有する者を云々でございますが、具体的にはどんな職種を指すのか、教えてください。

3点目には、企業団がこのときに採用したいというふうに思ったとしても、そのときに採用ができるのか、ちょっと疑問が起きるのですが、そういう点では問題はないのかどうか。

4点目には、任期についてはどの程度の期間を考えているのか。月単位なのか、年単位なのかもわかれば教えてください。

5点目でございますが、賃金については、高度な専門的な知識経験といいますと、普通に考えたらそれにふさわしい額を保証できるのかなというふうに考えるのですが、どの程度を考えているのか、教えてください。

6点目でございますが、必要な人材はやはり正規職員としてしっかり確保しておくことが必要ではないかというふうに考えるのですが、その点についての考え方を示していただきたいと思っております。

続きまして、議案第2号でございます。ページでいきますと8ページを見ていただきまして、その表の下のほう、手当の内訳でございますが、休日勤務手当、本年度はゼロとなっております。前年度は717万2,000円が計上されていたわけですがけれども、ゼロにした理由、あわせて日直手当のほうを見ますと、本年度は156万2,000円、前年度はゼロであったものが今年度は計上したという状況になっておりますので、それについてどうしてなのか。

それから、26ページでございますが、委託料のところ、幾つか委託料がございますが、順番にいきますと、事務所及び管理棟清掃業務委託、昨年に比べてこれも減額になっておりますね。それから、庁舎配水場構内警備業務委託料、また、あわせて消防用器具設備点検委託料、減っておりますので、減額の理由を教えてください。

それから、同じ委託料の中で産業医及びメンタルヘルス講習委託料というのがございますが、この中身について教えてください。

4点目ですが、28ページ、5の総係費の中の負担金、その他というのが10万3,000円で計上されております。その他ですので、今の段階でわかっているのかどうかわかりませんが、どんなものが予測されるのか、わかりましたら教えてください。

次に、30ページになります。歳入のほうですが、負担金として工事負担金、利根町浄水

場更新工事負担金ということと、31ページのほうには工事請負費として配水場場内工事ということで、先ほど企業長のほうの提案説明の中に利根町の中身が説明がございましたが、具体的な工事の中身を教えてくださいたいと思います。

それから、同じく31ページ、量水器の購入費でございますが、昨年の予算に比べて増えているということで、戸数についても確かに増えているわけでございますが、1戸当たりの金額そのものが上がっているということですので、それについてご説明をお願いいたします。

1回目の質問は以上といたします。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

#### ○野口 勇 事務所長

野口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、提案理由についてであります。現在行政に求められるサービスというのは多様化しており、また、一部では専門化しているわけございまして、従来の職員を中心とした体制だけでは十分に対応できない状況も起きつつあります。そういうことから専門的な知識、またはそれ以外の場合であっても、正規の任期の定めのない職員以外に、任期つきで採用することが可能になったわけで、多様な任用勤務形態を認めることによって能率的な公務運営を果たそうとするために法律が制定されたわけでございます。

当企業団も水道施設の更新時期を迎え、今後、配水場及び配水管の工事、またアセットマネジメントによる資産管理を構築しなければなりません。さらに平成24年度からの利根町水道事業との統合に伴う利根町浄水場の無人化工事や企業団と利根町の管路マッピングシステムの構築も予定しているところでもございます。このようなことから、電気、土木に関する専門的な知識経験を有する者を必要とされる業務に従事させるため、今回任期付職員の採用に関する条例をご提案したものでございます。

次に、高度の専門的な知識経験についてであります。この条文の高度な専門的な知識経験という言い回しについては法律の規定をそのまま引用したもので、具体的に専門的な知識や資格を有する場合もあるでしょうし、民間での専門的な知識をもとに業務に当たってきた場合もあるかと思えます。どういった職種の人が必要になるかというのは、そういった事態が生じたときに出てくるわけございまして、できるだけ幅広く法律に基づいて規定をいたしました。

次に、企業団の都合のいいように採用できるのかということですが、これについては初めてのことで何とも言えませんが、平成14年に法律が制定され、平成16年には専門的な知識経験者以外でも任期付で採用可能な改正がされたわけで、任期を限った採用であると条件を提示して採用するものでございますので、採用される側もそういうものを承知

の上で応募してくるものだろうと考えております。

次に、任期についてどの程度の期間を考えているかということですが、この条例の第1条に規定されているように法律に基づき定められたものであり、任期については上位法である法律を準拠しており、特に条例に規定する必要はないものと理解しております。

法律に規定する任期については、この条例の第2条第1項または第2項により採用される職員の任期は5年を越えない範囲内、第3条または第4条の規定により採用される職員の任期は3年を超えない範囲内で任命権者が定めるとなっており、企業団職員の採用についてもこの趣旨に反しない採用をしていきたいと考えております。

次に、賃金についてであります。給与、休暇等の待遇、その他の条件についても現行の職員と同じであります。短時間勤務職員については、勤務形態により給与は減額、休暇日数は減となります。

次に、必要な人材は正規職員として確保しておくべきではないかということですが、これについては任期を定めて採用した業務の進捗状況や長期的な事業計画において、必要に応じ、採用した趣旨に反しない場合には職員の同意を得て任期の更新並びに試験による正規職員への登用を実施していきたいと考えております。

次に、議案第2号についてお答えいたします。

初めに、休日勤務手当はゼロに、日直手当が計上となったのはなぜかというご質問ですが、以前は、勤務命令により2名の職員に事務所での電話等の受け付けや現場での漏水修理等日常業務をさせておりましたが、日直制を導入して、その業務の範囲を事務所での電話等の受け付けと軽易な現場確認等に限定し、漏水修理等現場での処理が必要なものについては別に勤務を命令し、代休を取得させることにより、人件費の削減を図ったものであります。

次に、委託料が大幅に減額となっているのはなぜかというご質問ですが、以前は単年度契約で行ってございましたものを、契約期間を5年間とする長期継続契約にしたことにより、その契約期間の保障を考慮した定額での契約ができたものであります。

次に、産業医及びメンタルヘルス講習委託料についてのご質問ですが、産業医の報酬については前年度と同額であり、メンタルヘルス講習委託料を今年度から計上したため増額となったものであります。

次に、総係費の中の負担金のその他の内容についてのご質問ですが、予定されているもの以外の研修会等の参加費用及び参加人数や負担金の確定していない研修負担金等の予備費として計上したものであります。

次に、資本的収入の負担金及び資本的支出の工事請負費についてであります。平成24年4月1日、利根町水道事業との統合に伴いまして、利根配水場の無人化を計画し、22年度に委託設計を発注し、現在積算中でございます。この業務委託に基づき、平成23年度内に利根配水場の無人化の工事を完成させるために予算を計上したものであります。この配

水場を無人化にするために平成23年度に工事を計画しているところでございます。

次に、量水器購入費の増についてであります。経済産業省は的確な計量法を供給するため、計量法の省令として特定計量器検定検査規則を定めております。平成17年3月30日付の省令改正では水道メーター等の特定計量器を検定検査するための新技術基準を制定しました。この改正に伴い、平成23年4月以降に購入する水道メーターはすべて新基準に適合した水道メーターに切りかわることとなります。新基準では、計量精度の向上が制定され、これに伴い製品検査が1回から3回に増えることから、生産コストが上昇するため増額となっております。

以上であります。

### ○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

### ○10番（野口利枝子 議員）

野口でございます。2回目の質問をさせていただきます。

提案理由については、法律上そういうふうになったということで、それでは、高度な専門的な知識経験またはというのは、資格ある、なしも含めて、これまでの経験ということで、そのときになってみないとわからないというご答弁でしたが、提案理由の中で電気とか土木などの専門の人を充実させるためということですので、そういう職種が多いのかなというふうに思いましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

それから、具体的に、任期ですけれども、2条の1項、2項では5年を超えない、3条では3年を超えないというご答弁でございました。では、短いところでは月単位ということもあるのか。あくまでも1年、2年、3年とかと年単位の契約になるのか、任期となるのか、その点を教えてください。

それから、賃金については職員と同じ待遇だということで、短時間の場合には減額されるというお答えでしたが、それで本当に人材が確保できるのかなというふうにやはり心配になります。こういう点から考えると、1年、2年では本当に不安定雇用と、今社会問題になっているわけですけれども、今現在任期付採用が必要なのかどうか、今現在必要かどうかをお答えいただきたいというふうに思います。

それから、利根町と統合した時点で仕事の量が増えることは確実だと思うんです。現在、任期採用を今すぐにでもしたいと思っているのか、それとも利根町と統合して、利根町の職員の方が派遣して引き継ぎをされるということは前回の議会の中でもご答弁をいただきました。期間については定まっていない、1年かかるか、2年かかるかわからないというようなご答弁だったと思うんですが、その利根町の職員が派遣をストップして引き揚げた後には、確実にこの県南水道企業団の仕事は増加するとだれが考えてもそこはわかるわけですが、そのときからというふうに考えていらっしゃるのか。その点、2点についてお答



えをお願いします。

それから、議案第2号のほうですが、休日勤務手当がゼロ、日直手当が計上されたというのは、経費節減で代休を取得することで必要がないものを削っていく、そういうご答弁でした。そういうことで本当に働く人の状況がそれでいいのかどうか、ちょっと疑問に思うわけですが、その点についていかがか、もう一度お答えをお願いします。

それから、産業医は報酬が同じで、それにメンタルヘルス講習委託料というのが増額になったのだということのご説明でしたけれども、具体的には講習委託料、年に何回とか常時産業医に連絡を取り合うとか、そこらの中身が、具体的な中身がもしわかりましたら、教えていただきたいというふうに思います。

その前に、委託料の件なんですけど、単年度契約から5年に延ばしたことによって定額で契約ができたというお答えでした。一つ、庁舎配水場構内の警備委託料が半額どころか、昨年に比較いたしますとすごい金額に下がっているのですが、本当に配水場構内の警備、警備という点でいけば、命の水がちゃんとできているかということ警備する意味で、余りにも安ければいいというものではなくて、ちょっと不安になるのですが、その点、大丈夫なことになっているのかどうか、それについてお答えをお願いいたします。

負担金については、その他の予想外の減収が想定されるかもしれないということでの計上だということでした。

それから、30ページの工事請負費なんですけど、利根町の無人化の配水場を建設するという費用だということです。その工事の発注については、例えば地域の経済活性化のために地元優先で発注するとか、エリアが利根町だけではなかなか厳しいものがあるのかもしれないですけども、エリアはどのようにお考えになっているのか、教えてください。

それから、量水器がこれから新基準になって検定検査が1回から3回に増えるということで増額されたということですが、今現在使っている量水器についても1回から3回に、新基準にはどういうふうに変えていくのか。それまでに量水器そのものをつけかえるということなのか、ちょっともう一度その点、ご説明をお願いいたします。

2回目の質疑は以上です。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

#### ○野口 勇 事務所長

ただいまの野口議員の質問、かなりあるものですから、手分けしてしたいと思います。

私のほうから、工事に関しての話をしたいと思います。

利根町の、先ほども企業長答弁の中でありましたように3億2,000万円ほど予定しておりますが、それにつきましては電気計装工事とか、次亜塩素設備工事とか、それに場内の配管設備とか、そういったものがあります。それで電気計装とか特殊になりますので、特

殊的なものについては大手電機メーカーとか、そういうのが入ってくるかと思えます。

それと地場育成ということも考え、土木、配管等で地元業者が入れるものについては地域性、技術適性等を考慮して指名のほうをしていきたい、そのように考えております。

その他につきましては、宮本次長のほうから答弁させます。

以上です。

#### ○中根利兵衛 議長

宮本栄三次長。

<宮本栄三次長 登壇>

#### ○宮本栄三 次長

野口議員の質問にお答えします。

正規職員でなく、なぜ任期付にしたかについてであります。幅広くいい人材を確保するためには年齢を引き上げて、あるいは民間のノウハウを生かすためにも任期付で採用しまして、その後任期付途中でも本人の希望があれば、再度試験をして正規職員になれるというような制度であります。

それと最低何年、最高何年についてということなんですが、最高については職種によって5年または3年を超えない範囲内となっております。最低に関しては特に法律で定めておりません。採用の際に任命権者が任期を決めて採用いたすものであります。

それと、これは23年度に採用を計画しております。

それから、メンタルヘルス講習会の内容と費用についてですが、これは水戸市にあります財団法人茨城カウンセリングセンターより講師を派遣していただきまして、安心して働けるための職場の人間関係や管理職のあり方、それから、最近多いですが、働く人のうつや心身症の理解と対応などの研修を行います。費用に関しては講師への謝礼として2日間で15万円ほど予定しております。

それと警備の庁舎配水場警備業務委託料、これは前年と比較しましてかなり安くなったわけですが、これは見積もり合わせで単価契約していたものを、5年の長期継続で入札して、それから、設計の積算単価を下げましたので、前年度に比較して年間で約150万円の削減ができました。

以上です。

#### ○中根利兵衛 議長

山口好正業務課長。

<山口好正業務課長 登壇>

#### ○山口好正 業務課長

野口議員の量水器の質問についてお答えをいたします。

現在設置されている水道メーターは平成23年1月から平成31年3月までの8年間、順次新基準メーターに切りかえていくこととなります。

以上でございます。

○中根利兵衛 議長

10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

○10番（野口利枝子 議員）

野口でございます。3回目の質疑をいたします。

議案第1号のほうの任期付職員については、途中でいい人が、任期付で採用したときに本人の希望があって、正規で採用する人に値するならばということで、途中で正規に採用もあり得るといってお話がありました。そしてもう既に平成23年度から採用の計画があるということであるならば、もう職員の数が減り過ぎているということもあるのではないかと。この間職員数が毎年のように減ってきている状況の中で、であるならば、しっかりと正規採用を最初からやって当然ではないかなというふうに今の質疑応答で聞いておまして、そんなふうに感じました。

それから、あと議案第2号のほうですが、23年度の予算ですが、配水場構内警備が1年間で150万円減させることができたというふうなお話でした。計上額が94万5,000円で、150万円減になったということですから、相当な金額が減ってきているのかなというふうには思います。でも、一つ一つ見積もりを合わせて大丈夫だというふうに言い切ったというふうにとらえますので、それについてはわかりました。

それから、メンタルヘルス講習についてはわかりました。

それから、利根町の浄水場の更新工事なんですけど、いろいろな工事があるって、特殊なものや電気関係については大手でないと難しいということがあって、地元では難しい。ただ、土木や配管工事などはできるものは地元というお話でしたので、本当に地元の仕事が少なくなっている、地元の景気対策をとることが住民の皆さんの声ですので、できるだけそのところを頭に置いて発注していただきたいというふうに思います。

それから、量水器についてはわかりました。平成31年3月まで8年間を通して新基準に順次変えていくということのご答弁でしたので、了解いたしました。ありがとうございます。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。宮本栄三次長。

<宮本栄三次長 登壇>

○宮本栄三 次長

23年度の4月から採用という考えもありますが、とりあえず今回この条例が議決されてからですので、それから、広報とか載せて募集しますので、10月1日から採用という計画で今おります。それまで人数は足りませんが、全職員で頑張っていく所存です。

以上です。

## ○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで野口利枝子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎議員 登壇>

## ○7番（披田信一郎 議員）

通告に従いまして、議案に対する質疑を行わせていただきます。

まず、議案第1号 一般職の任期付職員の採用に関する条例案についてであります。これは先立って、野口利枝子議員の質疑と相当かぶっておりますので、一部割愛をさせていただきます。一、二点のみお伺いさせていただきます。

4点通告に出させていただきますけれども、多くが野口議員へのお答えで答えをいただいておりますが、まず、第1点目、高度な専門的な知識、それから、すぐれた識見となっているところの第2条第1項の関係、これがどういうものかということなんですが、その第2条第2項以下の高度なものを外れた専門的な知識、この差異の部分に関して、特に具体的に当企業団で23年度、4月からは無理としても、準備を進めて、下半期、10月1日採用で任期付一般職職員の採用を検討しているというご答弁が先ほどありました。そういう具体的な、そして今必要になっている欠員なり何なりを埋めていくという意味では、この条例2条1項にかかわる部分で具体的なあれになっていくのか、2条2項以下の高度なものを外れた部分なのか、その辺を含めて具体的なあれを説明いただきたいと思います。

さらに、一定の期間については上限のみで、下限についてはその都度ということなので、この際結構ですが、3点目として短時間勤務職員というのが4条に定めてあります。これについてはどんなことを想定していて、また、具体的に当企業団において採用予定が近々考えられるのかどうか、具体的な説明を求めます。

4点目としては、この任期付一般職員並びに任期付短時間勤務職員、それぞれ給与、休暇等条件などについて、現在の条例を準用する。ただ、短時間勤務については時間の部分での削減というか、比例で少なくなるということであったわけですが、野口議員からの質疑にもありましたけれども、2条の1項での高度な専門的な知識、2条2項以下で高度を外した専門的な知識という、このような区分けがあるにもかかわらず、通常の給与体系の準用ということでもいいのかどうか。できるのかどうか、ご説明を求めたいと思います。

続いて、議案第2号 平成23年度水道事業会計の予算に関してであります。

これも伊藤議員及び野口議員とかぶっているところもありますので、一部割愛してお伺いいたします。

まず、第1点目、8ページの職員人件費におきまして、管理職手当が前年度より403万円増の984万円、これは率として74%程度の増加となると思いますけれども、これはどのような事情から出されているのか、管理職が増えるというようなことが特段あるのかなど

ご説明を求めます。

2点目の休日勤務手当及び日直手当に関しては野口議員の質疑で了解させていただきます。

次に、配水管布設替工事における石綿管及び鉛管の布設替工事の23年度予算における予定延長量、それから、過年度からこれは適宜進めてきているわけでありませけれども、その進捗状況、それから、平成23年度予算を100%実行したとして、残る未布設替延長量及びこれらをどのような将来計画で布設替を進めていくのか、現時点での計画についてあわせてご説明を求めます。

次に、配水場管更新工事の和解交渉業務については、伊藤さんの質疑で一応了解いたしました。

最後に、前年度、平成22年度予算において、当企業団として懸案でありました退職金引当勘定を計上し、あえて赤字予算を立てたところであります。その2年目に当たる平成23年度予算であります。この退職金を引き当てたものについて、資金繰り的にはそれを一部においても留保していくというようなことには残念ながらというか、なっていない。資金繰り上、できないということだと思いますけれども、今後についてもこのような形の措置を考えられているのか。23年度予算ではできなかったけれども、一部でも積み立てをするというようなことを考え方として持っているのかどうか、この際お伺いをいたすものです。

以上、議案に対する質疑をさせていただきます。

#### ○中根利兵衛 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

#### ○野口 勇 事務所長

披田議員のご質問にお答えします。

初めに、専門的な知識、すぐれた識見とはどのようなもので、どんなことから判断するのかとのご質問であります。先ほど野口議員にもご答弁いたしましたとおり、法律の規定をそのまま引用したもので、そういう事態が発生したときに、必要な職種に応じて判断していきたいと考えております。

次に、短時間勤務職員についてであります。この条例の第4条に規定する業務に従事させる場合において任期を定めて採用することができるとなっておりますが、直ちに採用するというものではなく、条例にも規定されておりますが、今後、業務量の増加や住民に対して直接提供されるサービスの増加等に直ちに対応できるよう、制度を確立しておこうという趣旨でございます。

次に、議案第2号についてのご質問であります。初めに管理職手当が増加することとなっているのはどのような事情からかというご質問であります。管理職手当は平成18年

10月から20%の減額、21年4月からは30%の減額をしておりましたが、規則に定める額に戻したものであります。

次に、配水管布設替工事についてお答えいたします。

まず、平成23年度予定の石綿セメント管布設替工事の内訳についてであります。国庫補助事業と下水道工事等に伴う布設替工事としまして2,190mを予定しております。また、過去の進捗状況といたしましては平成17年度が2,185m、平成18年度が2,420m、平成19年度が3,578m、平成20年度が2,705m、平成21年度は3,284mで、合計1万4,172mとなります。平成21年度末時点での残存距離は7万4,011mであります。

次に、鉛管布設替工事についてお答えいたします。

過去5年間の鉛管の布設替状況は、平成17年度は701件、平成18年度は721件、平成19年度は1,761件、平成20年度は716件、平成21年度は711件取替えを行っております。平成16年度までに1,856件取替えをしておりますので、平成17年度から平成21年度分を合計しますと6,464件の取替えを行っております。当初件数が1万5,441件でありましたので、平成21年度現在の残存件数は8,975件となっております。

今後の計画についてであります。財政が厳しい中、収支状況を見きわめ、国庫補助の要件等を見ながら、次回の事業計画作成時に計画見直しを行いたいと考えております。

次に、前年度予算に退職手当引当勘定を計上し、赤字予算を組んだところですが、平成23年度予算においては資金繰りに充当して留保していく財政計画になっていないのではとご質問かと思いますが、前年度予算の退職引当金計上にあつては従来なかったものであります。これについては将来の負担となる見積もり可能な費用でございますので、これを固定負債に計上することで将来の負担が見えるようになったわけでもあります。

総務省においては、公営企業会計の制度改革の中で退職引当金の義務づけが決まっております。この引き当てについては他の水道事業体に先駆けたものとなりました。公営企業会計では、当年度純損失となった場合、利益剰余金をもって欠損金を埋めることができます。欠損金が出たときそれに充てるために積み立てておく利益積立金、任意積み立てである建設改良積立金などですが、議会の議決をもって取り崩し、欠損金処分に充てることができます。

当企業団は、このような繰越利益剰余金の持ち合わせがありませんので、翌年度繰越欠損金として持ち越され、単年度ごとに利益を上げ、欠損金を埋めなければなりません。欠損金を埋めることが第一優先になります。翌年度においても損失となり、累積赤字が増えるということは許されないものと理解しております。平成23年度予算調整に当たっては、現在の社会情勢、ここ数年の実績を十二分に精査し、経営企画グループを中心としてさらなるコスト削減を検討し、調整したものでございます。

立ちおくれました修繕引当金についても、500万円を引き当てた上で、単年度の純利益を出して、前年度未処理欠損金2億3,397万4,000円の欠損金処理に充て、当年度未処理欠

損金 2 億 1,112 万 8,000 円を計上したものでございます。単年度としての純利益は 2,284 万 6,000 円ということになります。ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。7 番、披田信一郎議員。

< 7 番、披田信一郎議員 登壇 >

#### ○7 番（披田信一郎 議員）

2 回目の質疑を行わせていただきます。

議案第 1 号に関しまして、若干事前の打ち合わせ以降、野口議員へのご答弁をいただいたものですから、少し変わったところが抜けているのかと思いますけれども、今ここで私のほうからお伺いしたいのは、法律に、2 条 1 項のほうの高度な専門的な知識及びすぐれた識見というのと、2 条 2 項以下、高度を外した専門的な知識とあるのを引き写してどうにでも使える条例にしたのだ。実際に必要性がある業務の発生ごとに判断をするというご答弁でありましたけれども、当企業団においては實際上先ほどの次長答弁でも、23 年度においてこれを適用していこうとしているということもあるようですので、ならば今具体的にこのどちらを使っていくのかということについて、ある程度の判断はあるのではなからうかと思っておりますので、お伺いをしたいという意味です。

それと高度なのがついているのとついていないのを、もうちょっと具体的な職務において、目に見える形でご説明いただければと思うものであります。

あわせて、これについては、特に野口議員からも出ましたけれども、高度なというのがついているような場合と高度なのがついていない場合において、今の給与体系表そのままの準用ということで適切であるのかということがもう 1 点の質問であります。その辺は今後の検討ということがあるかもしれませんけれども、どのようにお考えになってこの条例を出されているのか、お答えをいただきたいと思います。

続いて、議案第 2 号の水道事業会計予算案に関してであります。

まず、管理職手当の増加の原因は、かねて 20% 減、最近では 30% ダウンをしていたものを取りやめたから、ぼんと上がったというお話で、そういうことなのでしょう。

お伺いいたしますが、要するにそんなに黒字になったり、状況がよくなったのか。またはどんどん人数も減って、少数精鋭で、ある意味では働いてもらうというか、働くようになった結果として、管理職手当を本則に戻して、それなりに、今までから言えば大幅に戻すというか、上げるということの判断に至ったのか。これは場合によっては企業長のある種の判断かもしれませんので、その辺の判断の事情についてご説明を求めたいと思います。

もう 1 点は、配水管布設替工事、石綿管及び鉛管に関してのことです。

ただいま平成 17 年から平成 21 年までの各年度ごとの実際にできた量などのご説明をいただきました。平成 23 年度にやろうとしている量で割り戻しますと、平成 21 年度末なので、

ちょっと22年度分が抜けますけれども、残っている石綿管については約7.4万キロ、これを平成23年は2,090mということですから、2キロ割り戻すとあと36年なり37年かけて初めて布設替ができるというご説明だと理解をいたします。

鉛管に関しましては、平成21年度末で残りが8,975件、平成23年度においては700件をやりたいということですので、これも割り戻しますと、約14年強かかってようやく何とかなるといふことでもあります。それでいいと思われているわけではなくて、何とか今後もう少しこれをふやしていくという努力をしようと思っているだろうと思っておりますけれども、少なくともこの石綿管について三十六、七年かかってしまう。鉛管についても10年どころではなく、十数年かかるというこの実態について、どんなご認識で今後考えられているのか、この際ちょっとご説明いただければと思います。

以上、2回目の質疑といたします。

#### ○中根利兵衛 議長

池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

#### ○池辺勝幸 企業長

再質問にお答えしますけれども、管理職手当のもとに戻したということは、私は企業長として、普通の会社の社長と同じ立場になりますが、従業員に対して、管理職といえども、給与をカットして一生懸命働けということは経営者失格だ。と同時に、よくあちこちに見かけておりますけれども、管理職手当の10%、20%カットということで、さも経営努力しているような見せかけの経営に対する姿勢というのは安直だという認識を持っております。

本来の県南水道企業団における経営体質を変えるためには、管理職以下、一般職員まで含めて、もしカットするならば、すべてカットすべし。管理職手当だけ一部だけやって、本給までやらないで、さもやっているふうというのは、まずそれは株主である、または利用者である市民に対する一つのごまかしの経営だというふうに私は基本的に認識しております。ですから、払うものはちゃんと払って、そして一生懸命働いてもらう。そして基本的な経営体質を改善する。そのことによって、財務体質を変えて、そして財務的にもちゃんとした健全な収支を出せるようにして、そしてそういうものを踏まえた中での水道料金の値下げ等を中長期的に見定めていくということでございます。安易な給与カットは仕事に対する意欲をそぐというように考えておりますので、そういうことをやれるようになってきたということもまたご報告申し上げておきます。

22年度における事業の執行において、それぞれの入札すべてのことについて実行しております。そのことにおいて、私の今の報告だけでは8,000万円近い経費削減の効果が出てきております。県南水道企業団の職員も所長以下頑張れば、やればやれるということが今はっきり出てきておりますので、そういうまやかしの経営改善みたいなやっている振りはやめさせたということでございます。



○中根利兵衛 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

私のほうから、職員採用、先ほどの件でありますけれども、土木関係1人、電気関係1人、合わせて2人を企業長のほうにお願いしております。訂正いたします。

<「2条1項ですか、2条2項でやるのですか」と呼ぶ者あり>

○野口 勇 事務所長

電気関係の職員と土木関係を1人ずつということをお願いしております。

それと石綿管の先ほどの話であります、先ほど七万四千何がしとお答えしてありますが、当然単独工事でもやれる国庫補助事業、これも一億二、三千万ずつやっておりますが、そのほかにも下水道関係、各地の道路工事等に合わせて同時施工をできるだけお願いしまして、少しでも安く費用ができるよう同時施工をお願いいたしまして積極的に取替えていきたい、そういうふうに考えております。

以上であります。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎議員 登壇>

○7番（披田信一郎 議員）

3回目の質疑と申しますか、ちょっと不十分だと思いますので、補足をしていただきたいという趣旨であります。

まず、議案第1号に関しては、電気及び土木でということなんですが、これを今實際上、この条例提案がなされて、ここにはさっきの言葉で言えば、高度な専門的な知識と高度を外した専門的な知識がそれぞれいわゆる2条の1項適用か、2条の2以下適用かということになると思うのですが、ではどう考えているのかということ、これもまだ今後ということになるのかもしれませんが、判断できているなら教えてください。

それから、特に2条1項の高度なというのがついている場合における給与のあり方について、検討してないなら、してないで結構ですけれども、どういう考え方をしているのか伺いたいということについて、ご答弁をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

それから、議案第2号、予算関係であります。企業長のほうから、管理職手当についての企業長というか、会社の社長というような立場でのご説明をいただいて、それはそれとしてわかりました。逆に言えば、今後ともそういうお立場でしっかりとした経営をやっていただきたい。そういう意味でしっかりとした限られた職員を、管理職を先頭に効率を上げていくという意味で、カットをやめたということをとりあえず理解させていただきまし

たので、今後とも頑張っていたきたいというようなこととなります。

それから、石綿管及び鉛管に関しましては、できる限りのことをしたいということで、それはわかりました。

ただ、これはそういう意味では企業長なりにちょっと決意のほどをお伺いしたほうがいかと思うんですけれども、鉛管もさることながら、特に石綿管について、さっき計算では36年というのは出しましたけれども、今後いろいろな形で努力をしていくにしても、やはり20年とか30年という相当な時間がかかってしまうということについて、後で一般質問で耐震化というような問題や設備全体の更新ということが問題になっている。それが実現できれば、石綿管も布設替は進むということではありますけれども、ぜひ、特に石綿管だけに限っても、今のようなペースについて、どのように問題だとお考えになられているのか、決意のほどをお伺いさせていただきたいと思います。

以上、質疑といたします。

#### ○中根利兵衛 議長

池辺企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

#### ○池辺勝幸 企業長

任期付職員の件でございますけれども、私のほうが相談を受けておりますのは、今、次長になっている鈴木君一人しか県南水道企業団では電気の専門官がおりません。そのため、その後任も含めて任期付職員という職員枠を設けて、そして採用してみようということでございます。

それから、あと土木関係で管工事の専門官がおりますけれども、土木工事についての専門的な知識及び経験、そういうものを持っている者は県南水道企業団にはおりません。そういうもので、2人のそれぞれの事業に精通している職員が欲しいというような要望がございましたので、任期付職員という制度をつかって、それで採用しようということでございます。

任期付職員というのは、これは特別変わった制度ではございませんで、牛久も含めて全国各地で当たり前に採用しているものでございますので、その辺はあえてそんなに細かく確認する必要があるものでもないのではないかというふうに思っております。

そのほか今後の県南水道企業団の経営においてはもっとさまざまな採用の職員枠というものをつくっていったって、優秀な人材と同時に、人間集団として、より専門性と同時に、実行力のある集団というものをつくっていきたいというふうに考えておりますので、単純に常勤の一般職と言われるような正職員だけ採用するというような今の時代に合わない人事制度はどんどん変えていくというふうに考えております。

それから、あと石綿管について申し上げますが、要は財務体質を全然無視した、いわゆる利益剰余金を一切考えないで、ある金をすべて使いまくるような経営をしてきたツケが

今ここにきて出ているということで、そういうものに対する財務的なチェックをしてこなかった議会にもお互いに責任があるのではないか。これは企業長である私も、そして議員である皆さんも一緒になって県南水道企業団の財務体質の改善というのはお互いに頑張らなくてはならないのではないかというふうに認識を持っております。

そういう中で、利根町の水道事業の統合を踏まえた中で、相手は繰越剰余金を今9億5,000万円から持っております。向こうのほうが経営的には立派なんです。そういう中でいわゆる資産の県南水道との事業を統合するについての事業等について損金処分するものが出てまいります。資産ですね、井戸のくみ上げ、そういうものの処分をした結果、見通しとしまして3億円前後の繰越剰余金というものを持った事業として統合できるというような今見込みを持っております。そういう意味で、中長期的にはどうかわかりませんが、財務的には今現在黒字の事業と統合するというところでございますので、より業容を広げた枠内で県南水道企業団というものがそのときに体質改善ができれば、石綿管の布設替、いわゆる耐震、その事業というものもより拡充して、そして安心できるような供給体制というものを中長期的に整備していきたいというふうに考えております。

一度悪化した財務体質は簡単には変えることができません。これは必死になって変えてこそでき上がるものです。そういう意味で財務体質の改善なしに、石綿管の工事の拡充も、それから、水道料金の値下げなんかもそれはできないのだということは重々ご承知おきいただければと思っております。

以上です。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで披田信一郎議員の質疑を終わります。

これで議案第1号及び議案第2号の質疑が全部終わりました。

---

#### ◇討論

#### ○中根利兵衛 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子議員 登壇>

#### ○8番（伊藤悦子 議員）

日本共産党を代表しまして、議案第2号 平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算書について、反対討論を行います。

働く人の賃金が前年比で24万円も減っており、年金も引き下げられます。こうしたもと家計はますます苦しくなり、公共料金である水道料金引き下げの要求はますます高くなっています。日本は家計内需が低迷し、経済成長がとまった国になっています。内需の6割を占める家計を温めてこそ、日本経済が発展することが立場の違いを超えて今共通の認識

となっています。

公営企業である当企業団も、家計を温める施策として水道料金の引き下げが求められています。しかし、23年度予算は昨年の退職金の一括計上も大きく影響し、家計を温める施策とはなっていません。高い水道料金の原因は県から買う浄水費が高いこともあります。これに対し、近隣市町村長との県企業局への値下げの要望は評価するところです。県南広域水道は現在黒字となっています。引き続き浄水費引き下げの実現を目指して取り組むことを求めます。

以上の理由で、反対討論といたします。

#### ○中根利兵衛 議長

次に、賛成の方の発言を許します。12番、貫井 徹議員。

< 12番、貫井 徹議員 登壇 >

#### ○12番（貫井 徹 議員）

公明党の貫井 徹でございます。

議案第2号 平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

最初に、3月末で定年を迎えられます、長年当企業団に尽力されてきました野口 勇所長を初めとする職員の皆様方に心より感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

私は、2点について、賛成の討論を申し上げます。

上程、また質疑の答弁の際、池辺企業長からも、安心・安全の供給に努めるとの力強い信念を交えた言明もございました。第1に、過日発生いたしましたニュージーランド地震、被害の拡大に大きな一因として当該地の軟弱地盤が上げられております。私もかつて一般質問で取り上げましたが、軟弱地盤は茨城県南水道企業団としても共通の課題であり、さらなる配水管等への防災対策等への諸施策の推進をまず求めるものでございます。

第2につきましては、リーマン・ショック以来、急激な法人・住民税減収の構成自治体財政は、ここにきましてアラブ中東の激変に比例しての原油高と一刻の猶予もないところでございます。私は前年度企業債40億5,798万円を37億6,376万円、企業債償還金2億9,422万円を今回も計上している本予算、また、構成自治体全体には見られない退職手当引当金2億4,285万円計上等、評価する部分が多数含まれている本予算、構成3市住民要望でございます水道料金値下げに直結するための行財政改革、また、早期に対応できる最小の経費で最大の効果、早め早めの入札開示等を求め、賛成の討論といたします。

よろしく申し上げます。

#### ○中根利兵衛 議長

そのほかありませんか。10番、野口利枝子議員。

< 10番、野口利枝子議員 登壇 >

○10番（野口利枝子 議員）

議案第1号 茨城県南水道企業団一般職の任期付職員の採用に関する条例について、大変迷いましたが、賛成討論をいたします。

今、派遣社員、期間工、不安定雇用によるワーキングプアなど大変社会問題になりました。今も大学生や高校生の就職難が続き、若者世代が展望を見出せないでいます。このようなときこそ、地方自治体や公営企業は率先して必要な職員は正社員でという立場に立つべきことは言うまでもありません。

上位法に基づく提案ということですが、この条例には第4条3項に育児休暇や介護休暇を取る職員の補充も含まれております。安心して育児や介護に専念できる環境を整える上で大変大事なことであります。しかし、高度な専門的な知識経験、またはすぐれた識見を有する者を任期を定めて採用するという点について、1年や2年、長くても3年、5年の任期付採用で、果たして人材確保が可能かどうか若干心配な点もございます。

命の水を扱う県南水道企業団が住民の生活に支障を来すような運営をしてはならないことは言うまでもありません。企業団職員にとって負担軽減という、この観点からこの条例には賛成をいたしますが、必要な人材の数は正規雇用であるということが筋であるということを示し添えて、賛成討論といたします。

○中根利兵衛 議長

そのほかありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○中根利兵衛 議長

これで討論を終わります。

---

◇採決

○中根利兵衛 議長

これから議案第1号及び議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団一般職の任期付職員の採用に関する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○中根利兵衛 議長

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

議案第2号 平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○中根利兵衛 議長

起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後3時15分といたします。

休 憩 午後 3時4分

---

再 開 午後 3時15分

○中根利兵衛 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇日程第4 一般質問

○中根利兵衛 議長

日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に質問を許します。8番、伊藤悦子議員。

< 8番、伊藤悦子議員 登壇 >

○8番（伊藤悦子 議員）

通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、水道料金引き下げについてです。

市民から、長引く不況の中、賃金や年金の引き下げで、水道料金引き下げの要求はますます高まっています。

そこでお伺いいたします。

1つ目は、水道料金の高い原因は、先ほども言いましたが、使わない水の分まで県から買わされていること、そして県の浄水費が高いことにあると考えています。当企業局は、近隣8市町村長と連携して浄水費の値下げを求めています。要望書には水道事業体を取り巻く経営環境は節水意識の浸透、節水器具の普及、デフレによる企業の操業規模の縮小等の影響により水需要の減少で大変厳しい。住民に対して安全な水道水を安定して供給するための施設整備や老朽施設の更新事業も計画どおり進められない状況となっており、経営の健全化が急務となっている。とりわけ県企業局に支払う受水費は費用に占める割合が最も高く、経営の健全化に大きく影響を及ぼしているため、料金見直しを要望しています。このことは大きく評価したいと思います。

この23年度の浄水費の割合も52.5%と非常に高くなっているわけです。しかし、この浄水費の引き下げは実現はしていないわけです。1月27日には料金見直しを見送るとの話が県からされたと聞いています。引き続きこの件については取り組むことが必要だと思いますが、今後どのように取り組むのか、お伺いいたします。

2つ目に、ことし1月27日に、先ほどの料金見直しを見送るとのことについて、県企業局は「県南広域水道用水供給事業にかかわる料金見直しについて」という書類が県企業局

から出されています。その中の県南広域水道用水供給事業財政収支計画、これは八ツ場ダムが計画どおり行われた、そのことを前提としたものとなっているわけですが、それでも毎年大幅な黒字になっている収支計画になっています。こうした黒字は県民に還元すべきものと考えますが、企業長はいかが考えているのでしょうか。このことについても直ちに近隣市町村と連携をとって、黒字分を還元するよう企業局に申し入れを求めるものですが、いかがでしょうか。

次に、使用量10トン以下の世帯に対する料金引き下げについてです。

利用者の約32%が10トン以下の使用世帯と言われています。高齢者世帯と単身者世帯にとっては本当に使わない水の方まで料金を払うことは切実な問題となっています。こういう方々は基本料金の使わない水の方まで水道代として計算され、さらに自分たちが払う基本料金についても使わない分まで払う、二重のものが行われているというふうに考えます。こうした世帯に対しての水道料金引き下げについての考え方についてお答えをお願いしたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

#### ○池辺勝幸 企業長

伊藤悦子議員のご質問にお答えします。

水道料金引き下げのために、県企業局に対する今後の取り組みについてでございますが、当企業団にとって、この浄水費の引き下げが経営改善における最大の課題であると認識しておりますので、今後も粘り強く浄水費の値下げの要望をしまいたいと考えております。

次に、県南広域水道用水供給事業財政収支計画についてお答えします。

今回、各議員にお配りしました資料では、平成30年度まで県企業局の財政は黒字となっております。しかし、現在、県企業局では霞ヶ浦浄水場の1期及び2期改築工事、利根川浄水場の施設更新、管路更新などの施設整備を行っており、将来の料金の高騰を抑えるためには施設整備費の確保が必要であると説明しております。当企業団としては受水費の引き下げにつながるように、引き続き要望をしまいたいと考えております。

次に、使用量10m<sup>3</sup>以下の世帯に対する料金の引き下げについてお答えいたします。

公営企業である水道事業の経営につきましては独立採算制が基本となっております。水道料金の設定につきましては受水費、減価償却費などの資本的な財源は基本料金で確保し、人件費、動力費、修繕費などの維持管理の財源は超過料金で確保することになっております。

基本料金の引き下げにつきましては、基本料金は水道事業運営に必要な財源を確実に回

収しなければならない基本的な収入でありますので、企業団といたしましては安定した供給及び経営を続けていかなければならない責務がありますので、今後の経営状況を見きわめますと現状では非常に難しいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子議員 登壇>

○8番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問を行います。

受水費引き下げについては、引き続き頑張りたいという力強いお答えでしたので、それについてはぜひお願いしたいと思っております。

それで使用量10㎡以下の世帯に対する料金引き下げについてですが、現状では難しいということなんですけれども、それについては市民の強い要望があります。この受水費引き下げとの関連でも、そこを見きわめながら、早急にできるように努力をしていただきたいというふうに強い要望としておきます。

次に、管の耐震化についてです。

厚生労働省の調査では、県内の基幹的な水道管のうち、震度6強相当の地震にも耐えられるのは2009年時点で27.1%で、全国平均の30.3%より下回っていることがわかったと1月6日新聞報道されています。当企業団の構成市である龍ヶ崎市、牛久市、取手市は平成4年8月に中央防災会議の専門部会での南関東直下の地震で著しい被害が予想される地域と公表されています。

そこでお伺いいたします。

当企業団の水道管の耐震化についての現状とその耐震化の取り組みについて、お伺いいたします。

○中根利兵衛 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

伊藤議員の管の耐震化についてのご質問にお答えいたします。

平成21年度末の耐震化率は1.2%で、耐震適合性がある管種を含めると21.6%となっております。

平成20年度から国庫補助事業といたしまして石綿管を耐震管に布設替する工事を実施しておりますが、新設管についても幹線管路については耐震管を使用しております。今後は幹線管路以外についても耐震管を採用していきたいと考えております。

以上であります。



○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子議員 登壇>

○8番（伊藤悦子 議員）

現在、21.6%行われているということなんですけれども、これについての年次計画についてはどんな考えがあるのか、お伺いをいたします。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

耐震管の距離についてでありますけれども、平成21年度末の耐震管の延長が121万2,473mで、そのうち耐震管の延長が1万4,234mで、率にしますと1.2%であります。先ほど申しましたとおり耐震適合性がある管の延長は26万2,275mでありますけれども、今後においても、24年ですか、今後の事業計画を利根町統合にあわせてつくっていきますので、それにあわせて計画していきたい、そのように考えております。

以上であります。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

○10番（野口利枝子 議員）

野口でございます。通告順に従いまして一般質問をいたします。

きょうは、県企業局の料金見直しの結果について、企業長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

大幅な黒字を出しながら、無用な八ツ場ダム建設を理由に、高い水道料金の引き下げを見送るという今回の県企業局の料金見直し結果となったわけですが、それについてどのように考えていらっしゃるか、お答えをお願いいたします。

2点目でございますが、昨年、県南水道企業長を初め県南広域水道受水団体の首長が連名で料金引き下げの要望書を県企業局に提出いたしました。県西広域や県央なども県企業局のほうに提出をいたしまして、県西広域では値下げが実施されております。条件が同じでありながら、県南広域は下げないというのは公平性に欠けると考えますが、いかがでしょうか。お考えを伺います。

3点目になりますが、八ツ場ダム建設によって、さらに負担金が35億円、完成後の管理運営費は年約3億円弱、減価償却費は2億円弱見込まれております。そして31年度以降には赤字が見込まれると試算を県企業局はしたわけですが、しかし、県南企業団としては県が

らの浄水費用の占める割合がここ数年増加してきておりまして、ことしの予算では52.5%を占めるというところまできております。いかに県水料金が高いかということをお話しているのではないかと、このように考えておりますが、これについて企業長のお考えを求めるものです。

最後には、県企業局からいただいた資料の3ページを見ますと、前提条件に老朽化した施設の改築更新などに費用がかかる。また、県南広域水道の開発水量が日30万トン、そのうち6万トンを八ツ場ダムから取るということで、2割を占めるというので、この八ツ場ダムが計画どおり27年に完成するとして今回の財政計画がつくられたわけですが、もうだれもがわかっていることだと思んですが、県の資料ではつくばエクスプレス沿線の人口予測を、27年をピークに平成30年からは減少するという事になっています。私たちはもっと早くから減少するであろうというふうに思っているわけですが、県南広域の首長が県企業局に提出した要請文の中にも、既に人口も水需要も減少傾向に入ったと書かれておりまして、水道料金見直しを県知事に求めたわけですね。

県企業局は、八ツ場ダムが中止になれば、利水の代替の対策が求められるから、やはり八ツ場ダムは必要だという認識にございますが、ここの同じく3ページの水需要予測表がございまして、21年度の実績を見ますと、契約水量は日で書かれておりまして、27万2,775トン、有収水量は1年間で書かれておりまして、7,664万9,000トンという数字が書かれているわけですが、これを契約水量と有収水量両方とも1日の計算で見ますと、有収水量を1日で見ますと約21万トン、要するに27万トンの契約水量のうち21万の実績ですので、結局6万トンの水は余っているということになるわけですね。確かに県はこれから有収水量がどんどん増えていくよというふうに試算しておりますけれども、実際は人口は減っていますし、この間下水道が普及して水洗化がされていても、水の量はそんなに大きく増えているわけではなく、逆に節水思想、だれもがわかっていることですが、洗濯機にしても、トイレの水洗も1回流す量がどんどん減ってきているわけですね。そういう点からも使われる水の量は確実に少なくなっている。この表から見ても、八ツ場ダムの供給水量がなくても1日約6万トンの余裕ができる。県は、とにかく地下水を全部つぶして県の水道に切りかえろというような要求をしているわけですが、ある水は有効に使うということが原則ではないかというふうに思うんですが、この点についても企業長のお考えを伺うものです。

以上です。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

○池辺勝幸 企業長

野口利枝子議員のご質問にお答えします。

県企業局の料金見直しの結果についてであります。

初めに、黒字を出しながら、八ツ場ダム建設を理由に今回の料金の見直しを見送る結果についてでございますが、八ツ場ダムにつきましては、現在見通しが不確定になっており、国土交通省において検討中であり、秋までに結論を出すということでもあります。当企業団としては、長期にわたり良好で安定的な水資源の確保と安全、そして適正な受給バランスに基づいた計画を要望してまいりたいと考えております。

次に、県西広域の値下げについてであります。茨城県の供給事業は県南広域、鹿行広域、県西広域、県中央広域と4つに分かれております。その中の県西広域は、平成22年4月から基本料金を1,950円から1,850円に100円の値下げをしました。県企業局では4つの広域の財政収支を試算したところ、県西広域は100円の値下げが可能であったためと報告を受けております。また、県南広域は、4つの広域の中では基本料金、使用料金とも一番安価な価格で購入しております。

次に、八ツ場ダム建設の負担金につきましては、県企業局では平成23年から平成27年度までに35億円、平成28年度からダム管理費として年3億円、平成29年度から減価償却費として2億円と財政計画では示されております。しかし、新聞やテレビ報道で御存じのとおり、八ツ場ダムにつきましては国のダム事業見直しの対象となっており、先行きが不透明であるため難しい状況であります。仮に八ツ場ダム建設が中止となれば、県企業局では再度財政計画を見直しますと説明しております。

次に、日量6万m<sup>3</sup>の八ツ場ダムは必要ないのご質問については、長期にわたって良好で安定的な水資源の確保と保全、効率的な水利用の推進という観点に立って国と県が検証中でありますので、その動向を見きわめ、適正な受給バランスに基づいた開発を県企業局に要望したいと思っております。

ざっくばらんな所感で申し上げますと、ほかのところを値下げして、その原資は県南から足したのかなという感じで、何で値上げをのんじやったのかなという思いでございます。あとは県の企業局も企業局なりの自助努力をしていただいて、県南水道企業団の料金の県水の値下げに努力すべきであろうという認識は持っております。

以上でございます。

**○中根利兵衛 議長**

野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

**○10番（野口利枝子 議員）**

2回目、伺います。

八ツ場ダムは国のほうで今検証中だということで、その結果を待つというご答弁でございました。前回も前々回も八ツ場ダムについてはいろいろその都度、その都度の状況を私も訴えながら、やはり声を上げていくということが大事だ。国が決めたからそれに従うの

ではなくて、八ツ場ダムがいかに理不尽なものであるかということを知っていただいてやはり声を出していただきたいなということが私の思いであります。

八ツ場ダム、もう皆さんもご承知のように民主党政権に変わって既に3人目の国交大臣になっているわけです。中止宣言から、その後後退はしてきております。しかし、中止宣言をしたということは、計画から58年も経ているわけですので、中止をすることが当然だと判断したから中止宣言が出されたわけです。今回、検証して、秋にはその結果が出されるという国の方針ではございますけれども、検証する、検証検討の主体が八ツ場ダム事業を推進してきたメンバーばかりで今行っているということを見ますと、基本降水の数字の根拠を質問しても、その根拠は示せない。また、今は人口減少時代が到来して水は余っているという時代がだれの目にも明らかであるのに、そこを余裕水が必要だとばかりに、そうした中身でこれまでの国交省の答弁、県企業局の答弁もそうですけれども、その答弁を聞いていますと、本当に建設が先にありきで推移してきているというふうに思わざるを得ないのでですね。

先日、私たちも企業局に行きまして、県南水道企業団の財政状況もそんなに楽ではないのだ、先ほど伊藤議員も言いましたけれども、住民の皆さんからは10トンの基本水量、基本料金で、使わない水の料金も払ってもらって、それで県の企業局に支払っているのですよということを住民の立場から伝えてきました。こういう状況の中で、やはり無駄なものはやめるということが当然だと思うんです。推移の動向をちょっと見てという企業長のご答弁でしたけれども、やはり企業長も国に対して要らないものは要らないと声を上げていただきたいと、またここで改めてお願いをしたいと思うのですが、お考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

先ほど水源開発によって負担金が35億円、そして完成後の維持管理が約3億円弱、減価償却費に2億円弱が見込まれているということで一覧表が県のほうから出されたわけですが、これについても……、計画のところで施設計画がありましたよね。県南水道第1期改築工事や2期改築工事などありますが、この数字の根拠というものはどこにありますかということで、これまで済んだ工事にしても、要するに予算に対してどの程度、工事をやる場合100%で請け負っているわけではないですね。県南企業局でも工事をしたときに契約差額が出てくるわけです。そういうものを見込んでやった場合には、これだけの維持管理や資本費は必要ないのではないか、そんなことも考えるわけです。

ですから、この八ツ場ダム事業が計画どおり平成27年度に完成することを前提とした収支であります。百歩譲って、八ツ場ダムが工事をこのまま継続されるとしたとしても、今、秋に検証結果が出て、今年度中に工事が再開したとしても、完成は平成30年、2018年末になるというふうに国交省でも言っているわけです。そうしますとこの財政計画そのものも3年先延ばしになると赤字になるのが、これよりもまだ3年先延ばしになるということになりますとさらに黒字が増える、県企業局の黒字がさらに増えるというふうに思うん

です。ですから、きちっとその点も踏まえて、県企業局が示してきた数字ではあるけれども、そここのところでは余りにも黒字を出し過ぎて、すべてそれをため込んで、これから建設費、施設建設に使うのだから出さないということの、そここのずれと言うか、私たち側から見て、県南広域の住民の皆さんから納めてもらった水道料金で県に上げているわけですから、それはやはり住民に還元すべきという立場で企業長にも頑張っていたいただきたい。先ほど伊藤議員のときに、これからも粘り強く要求していくというご答弁がありましたけれども、再度、その点もう1回ご答弁いただければというふうに思います。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

#### ○池辺勝幸 企業長

野口利枝子議員の再質問にお答えします。

八ツ場ダムの建設があるから、県南水道企業団に対する県水の値下げができないということは、私はそうではないというふうに基本的に認識しております。

まず、基本的に八ツ場ダムにつきましては、個人的見解でございますけれども、私はやるべきだ、建設すべきだという立場です。はっきり申し上げておきます。それはなぜか。60年近い年月を国策でもって振り回された地域住民のことを考えれば、国として全責任を持つべきだというのが私の基本的立場であります。赤字であろうが、損だろうが、あそこの何千人という人間の人生を60年も振り回した責任はだれにあるのだ、そのことについて、国は全責任を持つというのが基本であります。これはもうあそこまで建設が進んだ中で、やめるとか、やめないとかというのは税金の重要性を考えてない国会議員の無責任な連中らの言動だというふうに認識しております。

そういうことの中で、そのことと、あと水そのものについての認識ですけれども、世界的には水不足なんです。人間がまともに飲める水は世界的には不足しています。ですから、皆さんも御存じのように、そこの辺の自動販売機で買っている水はガソリンよりも高いのです。世界的に水不足で、飲める水の豊富な日本の国の水の原水のあるところは外国の資本がいっぱい押さえているのです、今。それに対しても水を資源と考えないあんぽんたん国会議員らが法律もつくらないで、めっちゃくちゃやっている。ましてや国政が破綻するようなことをやっている。こんな国はありません。

そういう中で、あともう一つ、温暖化、これが完全に破綻しています、現実的には。年間の平均気温を2度以上に上げないようにするという基準はもう現実的には難しいだろうというふうに思っています。そうなった場合に、冬の雪解け水で基本的にダムで水資源を確保している日本にとって、果たして本当に今八ツ場ダム、そのほかのダムについてもいろいろ問題がありますけれども、ただの治水というだけでなく、水資源としていかに確保するかという観点においては、お天気という摩訶不思議でわからないようなものを相手に

しておりますけれども、日本が温帯地方から熱帯地方にどんどん変わっている今の現況を見ますと、基本的に中長期的には冬の雪が頼りにならなくなってくるということを想定しますと、果たして八ツ場ダムが無駄かどうかというのはまた別の見方になってくるのではないかという思いも持っております。そういう意味で、狭い茨城県南地区の中だけの受給関係だけを見るのではなく、県南水道企業団も水が余ってれば、これを全部タンカーに詰めてサウジアラビアに売ったっていいのですよ。そういうもっと広い観点で水資源の確保というのはよく見るべきではないかというふうに思っております。

以上です。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

#### ○10番（野口利枝子 議員）

3回目、伺います。個人的には建設すべき、八ツ場ダムは必要だという認識を示されました。それをやめる、やめないという国会議員のやりとりに対して、怒りというような表現……

<「怒りです」と呼ぶ者あり>

#### ○10番（野口利枝子 議員）

怒りを示されたわけですが、私はそれは認識不足という考えであります。八ツ場ダムの60年近い国策に振り回された、振り回した国策が本当にひどいことは言うまでもありません。それは重々私たちも思っております。ただ、八ツ場ダムをつくるのが本当に必要かどうか、つくったとしても、それが水を満たせば崩壊する危険性のある地質とか、ありとあらゆる面から検証すべきなんです。水を必要だからダムをつくれという今の企業長のお話でしたけれども、私はもっと全体、多方面から検証した結果、必要のないという、そういう提案がされて、それを当然だということで前国交大臣が中止を宣言したわけです。この60年近く国策に振り回された住民に対してはそれは国で補償するのが当然ですよ。しかし、もう今移転先にも移転ができなくて、もうあの地域からみんな出ていってしまっている、そういう現状ですね。その住民の人たちにきちっと国として補償をする。ダムがつかれないとしても、補償をするという、そうした法律をつくれれば何ら問題はないわけです。それは今提案がされています。

それから、水不足についてですが、確かに地球温暖化で気象が一定してない。それは私もわかります。では、なぜ日本の地下水、これだけ豊富な地下水を、県は全部地下水をなしにして、県水、県の事業の水を使えとばかりに、地下水をつぶしていく方向を許すのですか。私は日本の地下水のすばらしさをもっともっと活用すべきだというふうに思うんですね。その点をもっと県に対しても主張すべきだというふうに思います。

それから、県南地区という狭い範囲で見るのではなくて、もっと広い視野で物事を見ろ

よと。当然のことです。その広い視野で見て、全国、1都6県のいろいろな人たちが考えて、何で必要のないダムをつくって、その負担を住民におっかぶせて、ではできたはいいけれども、それが使えない状況が明らかであるのに、それはもう世界各国、また、日本の中でも崩壊するという、地盤を検証した結果そういう結論が出ている、それを推進していくことがもっと私は無駄だというふうに考えております。

確かに、つけかえ工事や、国道の工事や、また鉄道の工事も進められておりますが、今現在つけかえ鉄道、その鉄道そのものが、つけかえ鉄道周辺の土地は共有名義になっているために、結局、名義者にたどり着くのがすごく困難な状況だということなんです。だからいまだに手つかずというのですから、国が完成は平成30年末になるだろうというふうに予測しておりますが、これも先行きは見えない、もっともつと以降になるだろうというふうに見ております。こうした状況の中で、やはり八ツ場ダム事業を盛り込んだ負担金を理由に、毎年毎年12億円という黒字を出しながら、値下げはしないというのは私はやはり県のあり方が不当だというふうに思います。再度考えをお願いします。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

#### ○池辺勝幸 企業長

野口利枝子議員に再度お答えいたします。

八ツ場ダムの建設の見通しを理由に県南水道企業団に対する県水の値下げをしないというのは理不尽だというのはそのとおりでございます。ただ、私が申し上げているのは、県南水道企業団に対する県水の一たん値上げした、それをのんだ議会も議会だなと今になって思っておりますよ。まずこれははっきり申し上げておきます。その当時の県からの値上げ要請をのんだということ自体は歴史的にちょっと問題がある。

<「監査委員からも指摘されました」と呼ぶ者あり>

#### ○池辺勝幸 企業長

そのこと、ですから、八ツ場ダムの建設を理由にして県水の値上げ、値下げということを問うのはそれは筋違いですよというのが私の基本的認識で、八ツ場ダムを建設する予定がどうだかわからないから、県水の値下げができるとかできないとかというのは聞いてられないよというのが私の基本的立場であります。

それとは別に、八ツ場ダム建設そのものについてはこれは国の問題ですけれども、国の施策としての関係者に対する政治的責任というのを、ちゃんと責任において、あれだけでき上がったものを途中でやめるとかというのは政治的に非常に問題だ。これは手をつけたものはちゃんと完成させなさい。それもちょっと手をつけたのが全国にいっぱいあるわけですよ。八ツ場ダムばかり問題になっていきますけれども、そのほかのダムは一切問題ないわけで、その象徴的なものばかり1個取り上げているのは問題でしょう、逆に。あれだ

けやっちゃったものはちゃんと完成させること、責任があるのだ、逆から言えば。それ以外に今まで中途半端になっているものをどうするのだ、そっちのほうをはっきりさせろということのほうをもっと重要だろう。ましてや、先ほどから繰り返し言っていますけれども、60年から、山村の集落をあれだけ国の施策だということで振り抜き抜いて、それを政治的な道具に使っているような今の国会議員の姿勢が問題だ。一国民のそれぞれの生活を何と心得ているのだというのが私の基本的立場です。それだけでございます。

以上でございます。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで野口利枝子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎議員 登壇>

#### ○7番（披田信一郎 議員）

通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

最初に、伊藤議員の管の耐震化についてということと実質的に重なっておりますが、細かくこの問題のみを私は今回取り上げさせていただいておりますので、適宜ご質問させていただきたいと思っております。

まず、今八ツ場ダムの問題なども含めて、企業長から世界的な水の問題、そして水道事業の重要性ということについてのご認識のご発言がありました。そのこと自体、確かにそのとおりだと思います。そして水源問題ばかりではなく、この水道事業を安心・安全に、的確に届けていくという、ライフラインという言い方もありますけれども、水道事業の技術やその持続可能なシステム全体としての重要性、また、これを世界の中でも日本の技術を広げていくことも大事だということも同時にあるかと思っております。

そういった中において、先ほどの議案質疑の中でも、まさにある意味では石綿管問題の中でも財務そのものを変えていくということが大前提だという企業長からのお話もあり、それも私としても前提として理解をいたすものであります。

その上で、でございますが、まず、この水道事業における配水管及び配水場などの各種施設、両面が水道事業はあるわけでありましてけれども、これら全体の更新のおくれ、結果としての耐震化のおくれというものが全国的にも問題視されているということは先ほどの伊藤議員の冒頭にも出されたわけでございます。また、貫井議員の議案への討論の中でも出されましたけれども、この地域、それから、また今回ニュージーランドでの大規模地震ということもありますけれども、やはり地震の発生におけるいろいろな具体的な現象を起きてから考えるでは間に合わない。事前にどれだけそういったことに対する正確な認識を持ち、それに対応する、その場での非常時への対応準備ということもありますけれども、まずはこういった管の全体の健全性を高めていく、これは必ずしもすべて全体をただ強めればよいということは、それができればそれに越したことはないわけでありましてけれども、



この当企業団の給水区域全体、必ずしも高い山があったり、極めて低地があるわけではありませんが、しかし、台地部と低地、低地においては液状化危険度の相当高い地域や、そうではないところとか、さまざまな地質的、地盤的な違いがある。そういった境に当たるようなところがいろいろな意味で問題が起きてくると思われまますが、このようなものをどのように正確に把握され、それに対応した優先度をつけた耐震化に向けた計画と更新が進んでいるのかということが問題の中心ではなかろうかと考えています。

そこでですが、具体的に先ほど伊藤議員に対する事務所長ご答弁の中で21.6%というような数字で出されておりますけれども、まず、私のほうからは、配水管、それから、配水場等施設、区別をして、それぞれにおいてどういう現在の耐震化が当企業団の施設においてなっているのかを分けて説明をいただきたいと思えます。

2番目に、全国的な、また茨城県内、それから、当企業団と同規模事業というようなレベルにおけるそれぞれの耐震化の進捗をどのようにつかんでいらっしゃるのか、それとの対比の中で、我が当企業団がどの位置になるのかについてつかんでいるデータをお示しいただきたいというふうに思えます。

3点目に、先ほどもちょっと枕で触れましたけれども、私たちの企業団の給水範囲の中における特有の問題点があるのか、ないのか。あるのだと思えますけれども、地形的、それから、施工時における歴史的な事情、特に石綿管がまだ全盛だった時代に普及が始まり、途中からは変わってはきたけれどもというようなことがあるわけでありまます。そしてまだ完全な更新期にまでは、これから更新しなければならないというようなその歴史的な状況などが他の事業体との差もあるのだらうと思えますけれども、これらについてどんなふうに把握をされているのかということをお示しをいただければと思えます。

4点目に、今後の耐震化更新の実施計画について、どのようになっているのか。

5点目と合わせて伺いますが、23年度中と書きましたけれども、これは24年度に見直しというように統一されているようでありまますので、1年先送りいたしますけれども、いずれにせよ、平成19年3月に公表されております現在の長期事業計画が5年見直しということで、かつ利根町との統合というタイミングに合わせて、ある意味では長期事業計画の抜本的な見直しをするということは言われているわけで、その中において今後の耐震化を今どのように表現しようと計画しているのか、ご説明を求めます。

それから、これらの問題につきまして、指導官庁であります厚生労働省水道局、それから、茨城県などからにおいては、耐震化を進めることに当たっての指導や通知についてどのようなものが発せられているのか。こういったものを指針としながら、当企業団として努力しているのか、この際お示しをいただければと思えます。

最後に、こういった全体の今後の当企業団における耐震化更新事業の、大ざっぱな数字で当然仕方ありませんけれども、必要とされる全体の資金量についての見積もりがあればお示しをいただきたいと思えます。

以上、1回目の質問といたします。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。池辺勝幸企業長。

＜池辺勝幸企業長 登壇＞

○池辺勝幸 企業長

披田議員のご質問にお答えします。

当企業団は、都心への通勤圏という地理的条件から、ベッドタウンとして民間の宅地開発及び当時の住宅・都市整備公団における開発と時を同じくして経営規模が増大してきた経緯があります。その一方で、人口密度の低い地域については水道管の布設がおくれているという現実がありました。特に経営規模が増大していた時期には管路の拡張のニーズが強く、需要者への給水が最大の使命でありました。また、新しい事業体でしたので、管路設備の更新時期を迎えることもなく、更新事業の必要もありませんでした。

ここ数年来少しずつ更新時期を迎えた管路設備が出てきたため、更新工事がふえつつあります。また、耐震化を図る上で石綿管の更新も重要な事業であり、資金的にも多額の費用が予想されます。幹線管路の位置づけを明確にし、必要な箇所に効率的に資本投下できるよう現状分析を実施しているところでございます。経営状況が非常に厳しくなっておりますので、耐震化が進まないのが現状ではありますが、少しずつでも進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の耐震化更新の実施計画についての現行計画であります。現在、国庫補助事業として実施している石綿セメント管を耐震管に布設替する工事の計画は平成24年度まで作成してあります。また、平成18年度からは新設管についても幹線管路については耐震管を使用しております。今後の計画については、国庫補助の要件等を見ながら、幹線管路以外についても耐震管を採用できるように次回の事業計画作成時に検討してまいりたいと考えております。

他の質問につきましては担当より答弁させますので、よろしく申し上げます。

○中根利兵衛 議長

野口 勇事務所長。

＜野口 勇事務所長 登壇＞

○野口 勇 事務所長

私のほうから、4点、披田議員のご質問にお答えいたします。

配水管の耐震化の現状についてであります。平成21年度末の配水管の耐震化率は1.2%で、耐震適合性がある管種を含めると21%と、先ほど伊藤議員の質問でも同じになっております。

次に、施設についてであります。現時点では配水池を除く建物については一部耐震化未対応になっております。配水池については1カ所のみ耐震化未対応となっております。

次に、全国、県内同規模事業者での耐震化の実情の比較であります。平成21年度末での全国では幹線管路30.3%、浄水場16.8%、配水池34.5%、県内では幹線管路9.0%、浄水場1.7%、配水池32.7%であります。

また、県内の水戸市、日立市を含めまして、同規模の10事業者の配水管の耐震化率の平均は6.9%であります。比較しますと、当企業団の耐震化についてはおこなっていると考えております。

配水施設では、建物が耐震化75%、配水池については詳細診断を実施した上で判断したいと考えております。

次に、国や県からの指導、通知はどのようにされているのかにつきましては、厚生労働省からの通知は、平成20年10月より水道施設の技術的基準を定める省令が一部改正され、耐震性能の整備を図るとされております。その中で時を移さず、省令の規定に適合させることが望ましいが、実情を考慮して大規模改造のときまで改正後の規定は適用しないとの経過措置を置いております。

最後に、耐震化更新事業に必要な資金量についてであります。平成21年度末の石綿セメント管の残存距離が7万4,011mで、更新するためには1m当たり約12万円から13万円にしますと、施設も含めて約100億円必要かと考えております。

以上であります。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎議員 登壇>

#### ○7番（披田信一郎 議員）

相当詳細にご説明いただきましたこと、ありがとうございます。

今の事務所長からの答弁にもありましたように、全国、茨城県内、そして当企業団同規模の10カ所の事業者との比較それぞれにおいて、当企業団の耐震化更新、極めておこなっているという現状認識をしっかりと持っていておこなっているということをお互いに確認し合いたいと思います。その上で、企業長からも出されましたように、財務を好転させながら、しっかりと変えていくということがぜひともこれは必要だろうということは、これまた共有した認識にしたいと思います。

その上でなんですけれども、企業長の冒頭のあれの中で、当企業団が歩んできた歴史的な経緯などの問題のことをご説明いただきました。そういった中で、だからもっと100年も前から下水道事業を進めてきたようなところとの違いというものを比較しても始まらないというところもございまして。しかし、今確実にこれから当企業団においても耐震化の進捗を含めて、そもそも更新を進めていかなければならなくなっているということ、その中である種の重点的にというか、どこから手をつけていくのか、そしてどのくらいのテンポでやるのが、少なくとも対策として必要十分とまではいかないかもしれませんが、

限られた資源の投入の中でより効果的であるのかについて、その辺の基礎的な調査なども含めてやろうとしているということは先ほど伺いました。その辺のどのようになっているか。

これもただあれもやったらいい、これもやったらいいと提案するだけではちょっと能がないのでいたしませんけれども、やはりこういった地下埋設物であるという特性がまずもってあると思います。そういう意味で地盤についての状況、例えば構成市町村それぞれ下水道事業なんかで、私ども龍ヶ崎市なんかでは、特に台地と低地における地盤の違い、また、そういったものの中での50年もつ、60年もつと言われているものが特に軟弱地帯などにおいては必ずしもそういった状況にない。ボーリングや地盤のデータなどについて、必ずしも十分に整備されていないというようなことで、悩みながらも、しかしながら徐々に、ある意味では地震対策というようなことで、それぞれで地盤に対する基礎的なデータもある程度そろえ出してきているところがあるかと思えます。そういう意味では当企業団だけが単独であらゆるデータをつくるというのは無理だったり、必要がない部分もあるかもしれませんが、そういった構成自治体のそれぞれが持つ地盤データなども含めながら、ある意味では地盤の変わっていく層という、境目と申しますか、そういったところなど重点にしながら、そういう部分においてどれだけの対応ができてきているのかというようなことを見きわめながらしていくということも必要であろうかと思えます。そのあたりについてどんなお考え、または今後の計画見直しの中にその辺のことを入れていただけるかどうか、お伺いをいたします。

ちなみに、現在当企業団の基本計画書である平成19年3月のこれなどについては、耐震とかというようなことを全く触れてないわけではございませんけれども、全体的には不十分であると思えます。

施設については、それぞれのところに一定書かれておりますが、例えば計画書の39ページ、配水施設整備事業年次計画書における配水池に関して、欄外ではありませんけれども、耐震診断調査、若柴1、牛久3、戸頭3、藤代2のそれぞれについて、平成27年以降に診断をやって考えましょうというようなことがまとめられています。個別施設のあれについては、新しくつくったものについては相当耐震性はあるだろうということで、初期のものについて、ある意味では既に問題であろう。しかし、耐震診断をした上で必要な補強、または作りかえをしていくということが個別には書かれておりますけれども、全体としてこういった施設更新、耐震化、特に管路などについてどういうふうにしていくのかということは少なくとも現計画では十分にはないだろう。そういったことを踏まえながら、改定計画の中に、そういったことを少なくとも基礎的な調査をも前提にしながら入れていくということを考えていただけるかどうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、国、厚生労働省の平成20年10月の水道事業についての省令が改正され、原則的にはそういった耐震化を含めた基準であらねばならないけれども、一挙にはできないということで、先ほどの説明で言えば、無期限にというか、大規模な改修の際に変えるとい

う現実的な指針が示されているから、そういう意味では努力しているさなかだというようにことだと思えるんですけども、やはり一つのそういう目指すべ基準が出されているということを再度確認しながら、早急にそれに近づける、そしてまず危険度の高いところからそれに対応するということが必要だと思いますし、厚労省の通知の趣旨もそのように読むべきだと思いますけれども、いかがお考えか、お教え願いたいと思います。

以上、追加の再質問とさせていただきます。

#### ○中根利兵衛 議長

鈴木 充次長。

<鈴木 充次長 登壇>

#### ○鈴木 充 次長

今後の耐震化の計画ということで、披田議員の質問にお答えいたします。

現在、配水施設のほうでは耐震化未対応のものとして、若柴配水場の配水ポンプ棟、これは設立当初からの古いポンプ棟でございます。それと当時からのRCの配水池、それから、戸頭配水場の事務所棟、変電室、管理棟、こういうものが建物としては耐震化未対応となっております。

ただ、この建物については人が常時おるものでございませぬので、数年前に行った耐震診断等対象の中からは外れております。ただし、今後詳細な耐震診断をして、予算化して結果を見ながらみたいなものについては、工事計画を作成して耐震化を進めて、また、老朽化して耐震化の困難なものにつきましては、改築の方向で検討してまいるということを考えております。

それともう一つ、平成27年耐震診断ということで先ほど答弁がございましたけれども、その前に被害はどうなんだというお話でした。それについては危機管理マニュアル、これは地震を想定したもの、それから、テロの被害を想定したもの、それから、風水害、薬品等水質の被害、そういうものを想定した危機管理マニュアルというものをつくるように我々サイドでも考えております。その中で、先ほど出ました各市町村から地質のデータ、そういうものをいただきまして、その中で、関東地方この辺は沖積世、洪積世の地質が多いのですが、その場合には管の種類はこの管だとちょっと危ないかなとか、そういう被害想定をその中で作り上げていきます。そのためには各市町村からのそういうデータをお貸しいただきたいという願いは今年度最初にお願いしてあります。ただ、やはり人的な問題とか、それから、そのほかの資金的なこともありますので、今年度すぐということにはなかなかならないかなというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで披田信一郎議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。6番、大野喜助議員。

< 6 番、大野喜助議員 登壇 >

○6 番（大野喜助 議員）

通告に準じ、一般質問に入ります。

入札契約に関し、前々より質問をと考え、何回か見送りまして、今回の運びとなりました。

まずは入札工事の落札率、歩切と積算基準について。

前回の定例会において、監査委員からの報告に、非常に高い落札率に何らかの対策を講ずる必要がある、そして競争性、透明性を是が非でも高めるよう検討していただきたい、その旨のお話がありました。それに関係する話題として、龍ヶ崎におかれてもわかりづらい部分ということで、ブラックボックスのようだ。また、人によっては永久の課題だと言っている人もいたようでした。

ここ15年、20年前に比べると全国的にも公共事業は半減しておりまして、それに伴い業者が減っているわけですが、以前も利益は少ないが、数、以前は受注件数が多かった。また、積算においてもトラック、重機等の使用等が大幅に変わってきている。実際において維持ができず、リース等の使用が多いなどの負担要素が増えています。落札については実行予算を組めばすぐにでもわかるはずなんですけど、机の上での設計、積算が絶対的に正しく、正当性のあるものと、そういう思い違いがあるのではないかと。公共工事の中には高い落札において受注をしても、実際の下請の見積りのほうが高く、逆に受注した金額そのままにてお願いするという物件もあります。それが現実でございます。ただ、やみくもに落札率が高いとか談合だとかでは何の解決もなりません。龍ヶ崎市などは第2次財政健全化プランにおいて、入札の競争性の発揮、いわゆる入札差金にて2,000万円を計上していました。その反面、実行予算のようなのを組んでいますか、質問をしたところ、予算書であって、実行予算等のようなものは考えていませんでした。

そこで質問、前回の定例会においてある議員の質疑の際に、発注元の予定価格について、実際の工事等の落札率というのは、設計価格イコール積算価格に対し1割下がっているという説明がありました。そのことについて、二、三お伺いします。

まずはこの工事はどのくらいの費用にて完成するものか、幾らくらいでできるのか、実行予算のようなものを組んだことがありますか。また、今まで、そしてこれからやろうとしている予定価格の精査について、工事の発注案件ごとに妥当な予定価格と言っていますが、その根拠は何なのか。一律的な歩切はしないと断言しておりますが、そのほかの歩切もただの数字上の精査ではないのか、お伺いします。

次に、公道分工事及び漏水修繕工事に伴う道路復旧工事について。これは単価合わせによる道路復旧工事、約2,000万円について、以前の請負業者はたしか10年くらい続けたかと記録にありますが、今現在受注を繰り返している業者は何年目になるのか。また、見積もり合わせといえども、長期にわたり同じ業者が結果的に受注を繰り返していること

に問題はないのか、これからも続けていくものか、お伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

**○中根利兵衛 議長**

答弁を求めます。池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

**○池辺勝幸 企業長**

大野喜助議員のご質問にお答えします。

予定価格についてであります。標準的な施工能力を有する建設業者がそれぞれの現場の条件に照らして最も妥当性があると考えられる標準的な工法で施工する場合に必要な経費を基準として積算いたしております。

その他につきましては、担当より答弁させます。

**○中根利兵衛 議長**

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

**○野口 勇 事務所長**

大野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、土木工事の落札率と積算基準についてであります。平成20年度は95.4%、平成21年度は95.7%でありました。また、予算を計上するに当たりましては、前年度に各種の土木関係課、下水道組合との協議、企業団単独工事により工事箇所的位置づけを行っております。

この工事を施工するための工事費は、国、県の労務資材単価積算基準歩掛に基づき、配水管の口径別標準埋設深度、浅層埋設深度、舗装復旧幅別のパターンに分けて設計書を作成いたしております。

次に、公道分工事及び漏水修繕工事後の道路復旧についてであります。工事内容は舗装切断工、アスファルト舗装盤取壊詰込工、産廃処理工、アスファルト舗装工、区画線設置工を項目別に見積もり合わせを実施いたしております。この見積もり合わせの業者選定方法は指名参加が提出されていて、舗装工事の有資格者の中から当該工事に対する地理的条件、技術者の状況と当該工事についての技術的適性に留意して選定いたしております。

次に、今までの指名競争入札、それと現在の指名競争入札の業者選定基準であります。平成19年度までは有資格業者の中から、地域性、手持ち工事状況、技術的適性に留意して選定いたしておりました。平成20年4月からはランク制にいたし、工事種別を6種類区分しております。その工事種別を総合審査評点により、発注金額をランク別にして、課長以上で組織されている契約審査委員会、それと企業団建設工事等入札指名業者選定基準要領に基づき選定いたしております。

以上であります。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。6番、大野喜助議員。

<6番、大野喜助議員 登壇>

○6番（大野喜助 議員）

2回目に入らせてもらいます。

今の2番目の公道分工事及び漏水修繕工事に伴う復旧工事については、今現在の業者が何年続けていたのか、またこれからも続けていくものなのか、答えてないのですね。

それでは、予定価格の積算の精査について、実際の現場におかれましては設計での項目や材料の数量漏れ、また、当企業団の場合、既存の舗装盤の厚みなど、何回かの掘り起こしにより設計より厚みが増している状況が多い、そういう意味での食い込み等、また、年度末の気候の変動、昔から、土方を殺すのに刃物は要らないと言われていたように、予定外のことが、それらを合わせて約5%から10%くらいそういうことがあります。よって、予定価格が1割下がっていると同時に、5ないし10%の食い込み等が加算されると、トータルで設計より15%から20%くらい実質に減額となります。茨城県に問い合わせしたところ、歩切はしないように指導しているとのこと、また、県は国からそういう指導があるそうでございます。これからも積算での歩切等が実施されるのか、お伺いします。

また、1回目の質問でつながらなかった質問、今までの指名競争入札について、何と言っても、発注元の真意が反映しやすい指名競争入札、まずは10年以上前のことではありますが、市内の外れのある田園地域に上水道を設置、その際コストの面より、田んぼなので、隣の自治体よりその上水道の引き込みを済ませました。その際3件の工事が発注されました、地元の業者は期待していましたが、指名に入りませんでした。落札したのは3件ともその自治体の首長の会社、まるでトップ同士の交換条件のように、後で指名のメンバーを調査したところ、やはりその自治体の常連のメンバーでありました。また、何年か前のこと、当企業長の会社が同じ年度に請負金額5,000万円以上を2件も受注していました。さらに数年前は実績のない業者が高額の工事を受注、これはたまたま目にとまった不可思議な工事は受注であります、具体的に取り上げて詮索はしませんが、これらをどう受けとめるものなのか。また、このような不可思議なことがないようにお願い申し上げます。

以上で2回目を終わります。

○中根利兵衛 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

大野議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの予定価格の話でございますが、先ほど企業長がお答えしましたとおり、施工の能力を有する業者が、それぞれの条件に照らして最も妥当性があると考えられる標準的な



工法で施工した場合の経費を積算したものが予定価格でございます。

それと公道分の中で、ここ数年同じではないかということではありますが、ここ数年は、出し方としては地域性を2つに割ってやっておりますが、業者的にはここ数年は変わっておりません。

＜「何年やっているの」と呼ぶ者あり＞

○野口 勇 事務所長

手元資料で、ここ五、六年は同じです。

それと入札の件でありますけれども、高落札率の入札ではないかといろいろ論議されておりますけれども、当企業団においては業者が職員に対する不正の申し入れ等の防止の観点から予定価格を事前公表しているわけでございます。これも約10年くらい前からはやっております。それと入札に参加する業者は少しでも高い価格で落札した場合に利益が出るということで、どうしても高い落札率になっているのかと思われま

す。以上でございます。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで大野喜助議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。これで一般質問を終わります。

---

○中根利兵衛 議長

以上で本定例会に付議されました日程は全部終了しました。平成23年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

---

午後 4時48分 閉 会

---

○ 会議規則第97条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 年 月 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 6 番

議員 7 番